

(第一類 第一號)

第三十一回國會
衆議院

閣委員會議錄

四五二

同(大賀大八君紹介)(第三二一〇四号)
同(北山愛郎君紹介)(第三二一〇八号)
同(片島港君紹介)(第三二一〇五号)
同(角屋堅次郎君紹介)(第三二一〇六号)
同(神近市子君紹介)(第三二一〇七号)
同(佐々木更三君紹介)(第三二一〇九号)
同(田中幾三郎君紹介)(第三二一〇号)
同(中井徳次郎君紹介)(第三二一一号)
同(西村力弥君紹介)(第三二一三号)
同(古井喜實君紹介)(第三二五三号)
同外一件(山下春江君紹介)(第三二六号)
同(櫻井奎夫君紹介)(第三二一〇五号)
同(篠山茂太郎君紹介)(第三二一〇六号)
同(八百板正君紹介)(第三二一〇七号)
同(阿部五郎君紹介)(第三二二三四号)
労働省定員外職員の暫定手当不均衡化に
關する請願(飛鳥田一雄君紹介)(第三二一
四号)
住宅手当制度化に關する請願外一件
(井出一太郎君紹介)(第三二一五号)
同一市内公務員の暫定手当不均衡化是
正に闡する請願(柳田秀一君紹介)
(第三二一六号)
建設省地理調査所定員外職員の定員
化に關する請願(丹羽喬四郎君紹
介)(第三二二一號)
農地被買収者問題調査会設置法反対

の学識経験者の意見と世論の動向を見
てこの調査会の運営をはかりたいとい
うわけで、私がここで結論を申し上げ
るにはなはだ膨大なものでございま
すので、そういう考え方のもとに調査会
を置いて、その調査会の審議の結果を
待つ以外になからう、一がいにこうだ
あだと断定するには非常に問題が大
きいではなかろうか、こう考えま
す。ただいま原委員のおっしゃる通
り、私がそうだと申しませんけれど
も、もちろん御趣旨のようなものがこ
の調査会で第一に議論されるることは當
然だと存じますが、まだ調査会を設置
いたしません前に、私がああだこうだ
というわけに参りません。今、原委員
のおっしゃるようなことは、もちろん
調査会の中で重要なことを占めるもの
だと存じますが、私がここで断定す
るわけには参りません。

○原(健)委員 これで大体政府の意図

がわかりました。調査会において大体

その意図に沿って調査に乗り出す、こ

ういうわけであります。それでこれは

わかりました。

次に第二にお尋ねいたしたいのは、

農地の被買収者の実態の調査をやる、

さらに農村の一般的な不安もあわせて

調査して除去する、範囲は広範なもの

であるとおっしゃる。けつこうであります。

大いにそういう趣旨でやつていただきたい。

○松野政府委員 調査会の予算は、農

林省と総理府と合わせて大体一千万円

になります。一千円の金額が多いか

少ないかという議論はいろいろござい

ます。が、総理府でやつております調査
会の中には、八十万円くらいから二百
万円、三百万円というのがある。実は
するにはなはだ膨大なものでございま
すので、そういう考え方のもとに調査会
を置いて、その調査会の審議の結果を
待つ以外になからう、一がいにこうだ
あだと断定するには非常に問題が大
きいではなかろうか、こう考えま
す。ただいま原委員のおっしゃる通
り、私がそうだと申しませんけれど
も、もちろん御趣旨のようなものがこ
の調査会で第一に議論されるることは當
然だと存じますが、まだ調査会を設置
いたしません前に、私がああだこうだ
というわけに参りません。今、原委員
のおっしゃるようなことは、もちろん
調査会の中で重要なことを占めるもの
だと存じますが、私がここで断定す
るわけには参りません。

○原(健)委員 その点はわかりまし
て、調査会そのものの予算の金額よ

りもこれは成果は上がるに私は存じま
すが、調査会そのものの予算はおそらく

一番大きな部類に属すると私は考えて
おります。

○原(健)委員 それは私どもは解せな
いので、調査会というの、調査の目

的、やる範囲、やることによって予算

をきめるべきであつて、あの調査会は

三十万円、この調査会は八十万円、百

五十万円、だからこれも一番多くて一

千円でよろしい、こういう議論は成
り立たない。問題によつてきまる。た

だ調査会を置いて、特別の調査会のメ

ンバーが二十人なら二十人でやるだけ

なら、これはお茶菓子でも出して、総

一千円でよろしい。しかしこれはそれと
は違う。農村の実態の調査をや
れます。これは旅費を出さなくても
来てくれますし、こんなのはもう五
万円でよろしい。

しかしこれはそれと違つて、大体議論は尽されてい

ります。さてどうするか。あなたが初めに

おっしゃったように、それが十分やれる、こういう意味で

すれば、おのずからこの予算というも

のものそのときによつて考へなければ

なりませんが、さしあたり出発において

おなじく、これを補佐するため幹事を十名

置く、委員を二十名、合わせて四十名

でこの広い日本の農村をどのようにし

て調査するめどがあるか。私はめどな

う。そのときにおのずからこの予算と

が一致したら善処してすみやかにや

る、こういう意味ですか。

○松野政府委員 さようございま

す。

○松野政府委員 さようございま

すか。今までには国會議員も数に入れた
りしていたが、これは入れるつもりか
入しようつもりか、攻守裏案をよどう

○松野政府委員 学識経験者という言
入れかしであります。政府顧問といふと
いうふうになっているのですか。

葉がたびたび出ますが、この調査会及びこの問題についての学識農富な方、また同時に経験の豊富な方、この二つ

の意味を含めて学識経験と申し上げております。なお特に国會議員の方を任命いたしませんでも、学識豊富な方は

当然お入りいただきし、経験豊富な方々もお入りいただくので、あえて国会講演というワクをきめるより、より以上広い範囲で人選ができるのではなかろうか、ことにこれは新しい問題で広範囲的な問題でありますので、私の方は広い意味で学識経験者という意味で、この委員の選任に当たりたいと考えております。

○原(健)委員 この提案理由の説明によると、よりますと、農地改革を是正するといふ意味の補償は考えられない、被買収業者に関する社会的な問題についてその実情を明らかにするとともに、何らかの措置を講ずる要がある、こういう説明であります。この場合にこの調査会において結論が出て政府に答申されます。その場合に政府はその調査会の答申を十分に尊重してこれを実行する用意がありますかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○松野政府委員 調査会の答申が出ましたら、もちろん政府は十分に尊重いたしますつもりであります。

○原(健)委員 これは総務長官もよく御承知の通り、過去数年間もみにも北米でできた問題であります。全般的にも非常にセンセーションを起した問題で、常にセンセーションを起した問題で、

○内海委員長 それでは国の防衛に関する件について調査を進めます。

質疑を許します。保科善四郎君。

十五調査を終りまして、字限り図どりのを作成して、一筆の土地ごとにどういう買収が行われたかということを書き込んでおるのでございますが、その字限り図写しの作成が四十六字のうちで二十八字完了いたしております。

こういう特に権利を握ったような力に対する対しては、そういうような争いをするというようなことに持っていくことそのことがどうもおかしいのであって、親切に世話をしてもやればこれはわかることなんですから、そういう点について

○原(健)委員 わかりました。
いません。

当時の海軍が幾地その他の土地を買収いたしまして、たまたま登記の移転がなされておらない、こういう案件につきまして、当時の買収関係の登記及び土地台帳等について逐一調査を進めておるのでござります。それで第一作業いたしまして、土地台帳及び登記簿等をどこに一括りつづき調査を進めておる

○保科委員 これが一番問題になつてゐるわけなんです。これは単に多賀城だけではなくて、松島航空隊の飛行場の中にもやはりそういうケースがあつて係争になつております。こういうような戦時に協力した者に対し、どうも政府の財産を預かっている方が非常にも思ひやりが足らぬものではないかと

のことにについて説がございましたか
実はこの問題は先般もお答えいたした
ように、地方税の徵収當局が課まつて
課税したものである。でありますから
その事實をたとえ我どもの方へお話
しいただければ、國も當該市町村に話
をしまして、市町村税の還付方をあつ
せんいたしましようということを申し

て二年を出しましたので、二年間待て
という意味ではもちろんございません。
従つてわれわれも一応二年間を自
由としてこの調査会を発足するとい
うのがほかにもたくさんござります。も
ちろん一年でも半年でも早く答申が出
るならばそれに越したことはありません

さいまして、ただいまのところではまだ中間的な報告しかできないことを最初に申し上げます。その中間報告におきまして申し上げられるのは、東北財務局において徹底した調査を進め、それが計画通り順調に進んでいるということところでございます。ではどういうふうとこころでござります。ではどうい

が済まずに税金を納めておるという者
があつて、それについては国有財産に
対する固定資産税ではなくて、ほかの
方の税金だらうというようなお話をあ
りましたが、何かそれについて調べら
れたことがありますか。

こういう処理がどういうようになつて、いるかということの一連の処理に関する調査をされて、その報告を委員会にしてもらいたいということを要請しておつたのですが、ほかの方に対する調べをどういうようにされているか、それを伺いたい。

十分に考慮してもらいたい。それほど急いでおるのであるが、政府は早くれば早いほどよいこういう意思であるか、二年間にやるというものであるか、その点はどうですか。

○松野政府委員 今回各種の調査会法案を出しましたが、ほとんど一応二年

られております。これが一体どういう
ような工合になつておるか、その調査
の状況を一つお知らせを願いたい。
○市瀬説明員 昨年の当委員会におい
て私が御答弁申し上げました多賀城地
区の調査の点でござりますが、そのと
きにも当委員会で、後日その結果を報

す。大略そういうような調査で、全部完結いたしましたならば、どの程度の土地について國が正當に買収したものであるか、あるいは疑問のものが出るかどうかと、いうことが判明することになるかと存じております。

○保科委員 この前も私質問をいたし

ら、そういう問題について、係争問題なんかにしないように、一つ特に私は管財当局に御注意を申し上げたいと思います。同時に私はそのときに、全國にわかつてこういう問題がある。私の知つているところではやはり小松の海軍航空基地もこういう問題があるといふ。英國につきましては、英國につきましては、

ります。それで一般の世論からいようと、すみやかに結論を出して政府の善処を要望したいという声があるが、この法律によると二年ということになつておる。われわれの要望としては私は一年間に実態調査までやつていて、昭和三十四年度予算にその答申に基づいておる。

るかということを御質問いたしました。それについていろいろ答弁があつたのであります。そのうちでどういうふうにその後処理をされたかといふことを二、三伺いたいと思います。

第一は、市瀬説明員は、多賀城の旧海軍工廠用地については東北財務局に

そうして、そのたまいで中途まで引き上りました字限り図の写しを持って現地へ参りましたが、実地に照合調査をするのでございますが、これは元海軍の買収関係で二十一口座になつておるのをございますが、そのうちの十一口座について買収の時期とその買収にかかる

て私はもつと——これはもうすでに十二月の十八日に私はそういうことを指摘をして、特に委員長からもその点について口添えをされているはずなんですが、今もって何らの処置もされないということはどうも私は少し不満に感ずるわけですが、この点に対してもは國

題は、旧海軍が買収したけれども國に登記を移していなかつた財産の問題からややはざれるのではないか、こう考えておるのでござります。なお私どもとしましても、できるだけ現地の皆さんとの話し合いでこの紛争と申しますか、問題になつてゐる点を解決していくべきないと考えておるのでございまして、その意味におきましても當時海軍が適法に買収したのであり、その買収した土地は土地台帳の付属図ではここであつて、現地ではここであるということをはつきりして御納得をいただく、こういうためいたとえば東北財務局におきまして多賀城地区の徹底的な調査をいたしておる次第でござります。なお全国的にどうかという御質問でございますが、このような例は全国にまだかなりござります。私どもとしては、先般当委員会でお話がございましたので、一月に部内の部長会議を開きましたて、そのときに今年の一つの処理方針として、国有財産で未登記のものは登記を早急に移転するか、とにかくこの問題を早急に解決するようにと指示いたしました。現在各財務局、全國に十あります、その財務局及びその末端であります財務部出張所においてその作業を進めておりますが、その中には一部訴訟に係属となつておるるものござります。ごく最近の事例といたしましては、九州の熊本及びこの多賀城地区におきまして三つの判決が出たのでござりますが、大体において国が持つております売り渡し書及びもとの地主の移転登記承諾書があつておるのでござりますが、こう最近の事例といたしましては、九州の熊本及びこの多賀城地区におきまして三つの

りますケースとして、有権者が認めらるますので、これが処理に当つては、儲できるかどこで重要な解決の点と考へており、○保科委員のははどういふ事で、旧日本が将軍の國の防衛の上からも日本が将軍やつていく上場所が相当多くな場所をきおくといふことで、それに協力を得る上です。それに私が御質問しており、しか協力を得る上までにまでにう処理をするの将来のためて、私はこう説きたままでにうべきですかから求めようといじめに国民にある解決をすこいううものいろいろな事も、誠意をもたにまでしなくて、私は思ふが、こういう問題が問題に荒廃しておつづくと私は思ふないのだったて農地に使ひ

私こういう質問をしていましては、國の所持につきましては、國の所持されておる次第でござります。一つの初例となつております。陸海軍の施設はいろいろ方面から當時決定され、し米独立として防衛をとるにあつてかかるかといふ点が、一つの特徴でござります。

あるし、ずいぶんひどい目にあって、しかも今もつて税金を払わされておるから、そういう問題に対しても若干の再補償を考えてもらいたい。それ早く親切に処理してもらいたい。それが住民の協力を得る重要な要素にも強いて希望もあるわけです。そういう気持もやはりくんで、こういう問題を早く親切に処理してもらいたい。それが住民の協力を得る重要な要素になる。将来こういう場所を防衛廳あたりが使うというような場合にも、そういう係争問題になんかなるということでは、私は住民の十分なる協力は得られないと思う。これは全国にわたってあることです、しかも十二月十八日にその調査をして、大体の要点をここに提出をしてもらいたいということを要請してあるのでありますから、そういう意味でこの問題を一つ促進をしていただきたいと思います。

國の主張もしてゐるは、自分のもしましたて、國で、そくといござい○保科ますと進んでが、住に私は題を促松島地調査団調査すにおいあります私の質○内海質疑応まこと府御當おりまつてもつて御期待ます。それといったす。

午後一時十九分開議

午前十一時四十七分休憩

午後一時より再開すること
しまして、暫時休憩いたしました。
では午後一時より再開すること
に沿うようにする考え方でござい
ます。

委員長 先ほど来のお答えにより
まだ多賀城地区の調査も十分
ないということになります。
民はやはり相当困つておるよう
の持つている証拠等も見せまし
うして國に登記を移していただき
うような線で進めておるわけであ
ります。

委員長 従つてこの問題
聞いております。従つてこの問題
進する意味において、多賀城、
区に対して本委員会から若干の
を派遣されまして、一つ現場を
るようなお取り計らいを委員長
としていただきたいと思うので
す。以上の要請をいたします。
間を終ります。

行政機関を開きまして、議案を提出され、議論をされ、議論の結果をもとに、本件に付する法律案はあります。これました。

す。 関職員定員、
民主黨提案
ております。
せんか。一
にて本案に
対し、岡崎
とし、提出
めます。岡
政機関職員
する法律案
機関職員定
律案の一部
第一条を次
行期日) て
この法律
し、昭和三
用する。
第三条を附
条中「改正
」(以下「新
第一項の規定
に改め、同
定員に関し
この間は、各
は、政令で
員数を新法
る定員に加

法の一部を改正す
たします。御質疑
にかかる修正案が
この際、本修正
者よりその趣旨の
崎英城君。

定員法の一部を改
正する修正案
員法の一部を改正
を次のように修正
のように改める。
則第四条とし、附
は、公布の日から
十四年四月一日か
の次に次の二条を

2 前項の規定により加えることとなる員数及び地方自治法（昭和二十三年法律第六十七号）附則第八条に規定する都道府県の職員（雇傭人を含む。）につき本項の規定に基き増加すべきこととなる員数は、これらを通じて五千四百人とする。

政原は第一項の規定によるべき職員の定員に関する法律案を、この法律の施行の最初に召集される国会に提出しなければならない。

○岡崎委員 行政機關職員定員法の一
部を改正する法律案に対しまして、修
正案を提出いたしたいと思います。
本修正案は、自由民主党の提案でござ
ります。案文の内容は、お手元にお配
りいたしておりますので、これを朗
読いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

(定員の特例)

一項の規定にかかるわらず、職員の定員に別に法律で定めるまでの間は、各行政機関の職員の定員は、政令で定める各行政機関別の員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

2 前項の規定により加えることとなる員数及び地方自治法（昭和十二年法律第六十七号）附則第八条に規定する都道府県の職員（雇傭人を含む。）につき本項の規定に基づき増加すべきこととなる員数は、これらを通じて五千四百人とならない。

3 政府は、第一項の規定により定めるべき職員の定員に関する法律案を、この法律の施行の最初に召集される国会に提出しなければならない。

3 政府は、第一項の規定により定めるべき職員の定員に関する法律案を、この法律の施行の最初に召集される国会に提出しなければならない。

提案の理由は、御承知のように現在行政機関職員定員法のワク外にある常勤労務者中、その職務の性質及び勤務

の実態において、定員法上の職員とは
ほとんど異なるものが多数に上つて
おりますが、これらの定員外職員の定
員化問題は、去る第二十二国会以来の

その要旨は、第一に、今回定員化することになる五千四百名の増員は、行政機関職員定員法に基くものであります。が、その総数の中には農林省統計調査部職員百名の優先配分及び地方自治法附則第八条に基く職員をこれに含むこととしております。ただし各行政機関別の配分についてはこれを政令にゆだねることにいたしております。

第二に、四月一日の施行日を公布の

日に改め、適用を本年四月一日とするものであります。以上であります。

○内海委員長 本修正案について質疑はありませんか。——御質疑がなければ、これにて本修正案についての質疑は終了いたしました。

これより原案及び修正案を一括して討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず修正案について採決いたします。本修正案を可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔總員起立〕

○内海委員長 起立總員。よって本修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔總員起立〕

○内海委員長 起立總員。よって修正部分を除く原案は可決いたしました。

これにて行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は修正可決いたしました。

○内海委員長 次に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛府職員給与法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、これにてただいまの三案に関する質疑は終了いたしました。

三案に対し岡崎英城君外十八名より自由民主党提案にかかる修正案がそれ

○内海委員長 本修正案について質疑はありますか。——御質疑がなければ、これにて本修正案についての質疑は終了いたしました。

これより原案及び修正案を一括して討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず修正案について採決いたします。本修正案を可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総括二〕
○内海委員長 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。
次にただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔總員起立〕
○内海委員長 起立總員。よつて修正部分を除く原案は可決いたしました。

このおいて行政機関職員の年金法の改正する法律案は修正可決いたしました。

○内海委員長 次に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたしましたす。

君。それ提出されておりおます。この際各修正案を一括議題とし、提出者よりその趣旨の説明を求めます。岡崎英城

一般職の職員の給与に関する法律案に付する修正案
一般職の職員の給与に関する法律案に付する修正案
等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十四年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。」に改める。
附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。
(給与の内払)
5 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行前に改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日から同月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

特別職の職員の給与に関する法律案に付する修正案
特別職の職員の給与に関する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「公布の日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。」に改める。

君。の趣旨の説明を求めます。岡崎英城
修正案を一括議題とし、提出者よりそ
れぞれ提出されております。この際各
法律案に付する修正案は、
一般職の職員の給与に関する法律
等の一部を改正する法律案に
付する修正案。
一般職の職員の給与に関する法律
等の一部を改正する法律案の一部を
次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十四年四月
一日から施行する。」を「公布の日
から施行し、昭和三十四年四月一日
から適用する。」に改める。
附則第五項を附則第六項とし、附
則第四項の次に次の二項を加える。
(給与の内払)

（この法律（昭和三十四年四月一日から同月三十日までの期間に係る部分を除く。）の施行前に改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日から同月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。）

特別職の職員の給与に関する法律案に
律等の一部を改正する法律案に
対する修正案

特別職の職員の給与に関する法律
等の一部を改正する法律案の一部を
次のように修正する。

附則中「公布の日から施行する。」
を「公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。」に改
める。

正する法律案に対する修正案
防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十四年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、第一条中防衛庁職員給与法第二十九条第二項の改正規定及び附則第十二項の規定を除き、昭和三十四年四月一日から適用する。」に改める。
附則第八項中「同年四月一日から同月十日までの間ににおいて」を「この法律の施行の際に」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十二項中「昭和三十四年四月一日において」を「この法律の施行の際に」に改め、同項を附則第十一項とする。附則第十三項として、附則第十一項の次に次の二項を加える。
(給与の内払)
12 この法律の施行前に旧法の規定に基づいてすでに職員に支払われたお手元にお配りいたしてござりますが、その内容の朗読はこの際省略させていただきます。
各修正案の要旨はいずれも施行期日にかかるものでありますて、給与関

たいと思います。

○松野政府委員 率直に申して、必ずしも均衡がとれておるとは考えており

人情の世界

ておいて、恩給等調査会において、この計算についての意見が答申されてお

の加算についての意見が各項に述べられております。加算については、集約的に申せば、財政的の見地と一般国

民感情を考慮の上決定をすべきものだ
ということを申しておるのでございま

す。それでこの財政上の問題ですが、
これは恩給局長に伺つた方がいいと思

います。今加算をやれば、そのやり方

やつていきました。—体今やれはどれくらいかかるのか、ピークはいつがピー

クであつて、幾らくらいの予算があればやれるのか、この点を伺つておきた

いと思ひます。

度を大体普通に実施したいたしま
しに場合に、どのくらの金がかかる

した場合にはどうぞお尋ねください。かといふお尋ねだと思います。この封

象者は、當時調査いたしましたものよりますと約七十五万人、これに対し

まして初年度は二十四億、ピークはそれから十七年後の、たとえば昭和三十一

四年度、今年度を初年度といたしまして、昭和五十一年度がピリオドとなる。

と 明和五「一金戻す」。 まして、そのときにおける所要額は二
一二歳、二、六三。

○高橋(等)委員　この恩給は、年一十七億円となります

滅つて参ることは申すまでもない。贈
給が非常にふくれておりますが、遺

恩給あるいは文官恩給につきましても、恩給というワクにおいては次第

滅る。ことに遺族、傷痍軍人等の終戦処理としてやられた恩給は、非常に減減つて参る。そこで昭和五十一年の百十七億という数字は、将来、財政上の禍根はますないのだとうようには、まあ財政上の負担はあるが、そのため恩給費が非常にかかるものでないということが言えると考へるのでですが、これもあわせてお考へを承わっておきたい。

それから国民感情を云々ということを言つて、これが私にはわからぬのでございます。戦地へ行つて生きて帰つた連中、これがもし敗戦の責任を負うと判断するとすれば、これは非常な間違いでございます。とにかく國家のために生死紙一重のところで戦つてきた。しかも運の悪い人は敵の矢だまに当つて英靈となり、あるいは傷痍軍人となつてゐるであります。たまたま運がよく帰つてきた、心身を戦争のために使い切つて、そうして犠牲を払つて帰つて来た人が、むしろ不平等な待遇を一方で受けておる。財政上の見地から見れば、そんなに苦痛と考えるほどの問題でもない。従来恩給の問題は、遺族恩給にしても何にしてでも、恩給を幾らかやすかが問題であつたわけです。ところがこの問題は全然恩給が出てない。権利がないのでござります。私はこの加算問題についてだけの考へを申し上げておるのですが、非常に不公平な、早く帰つた人はもちろんのですが、むしろそういう人を平等に扱うという方向へ持つていかなければ、こういうことを考へると、私は国民感情というその意味がよくわからぬのです。

が、これらの二点について、恩給局長、また総務長官のお考へを承われれば承わりたいと思います。

○八巻政府委員　ただいま恩給費の財政事情もだんだん先細りになっていくだろうというお話をございましたが、恩給費の見通しにつきましては、そう先の十何年後の見通しまで実はやつておらないのですが、この数年間の見通しといたしましては、今年度軍人恩給費は九百六十八億、来年度三十五年度の予想は千四十七億、三十六年度は千七十七億、それが大体軍人恩給のピークでありまして、それから三十七年度におきましては約五十億落ちる、また三十八年度に五十億落ちる。こういう経過をたどっていくと思うのです。もちろん三十七年度、三十八年度はいわゆるバック・ペイと申しますが、過年度支出の関係の差等もござりますので、五十億という大きな断層がござりますけれども、その後はそれほど大きな断層はないといったしましても、相当落ちていく、こう考えなくてはならぬと思います。従いまして御指摘の昭和五十二年という年度においては、その半分以下に落ちるのではないか、こういうふうに考えております。

それからもう一つの点の恩給調査会の答申の中にございまする国民感情について、財政事情にかんがみて慎重に考慮し、今後検討すべき問題であるといふ点の御指摘になりました点は、非常に技術的なことで割り切りますと、この加算の対象になる七十五万という人の中で、約三分の一、すなわち約五十五万という人が七十才未満の短期在職の方、その当時の年令構成から申します

と、八割の方が四十五才未満の方々で
あるというようなことから、若くて非
常に短期の在職の方々に恩給を終身つ
けることはどうだろうかと思うのですが、一つの考え方として国民の中でど
う考えられるであろうかということを考
慮したのではなかろうかと思うので
あります。もちろん御指摘の敗戦責任
を軍人のみに負わせることはいけない
ということから、昭和二十八年軍人恩
給が復活いたしたのでございまして、
その点についての国民感情はもはやだ
んだん解消してきておる。こう考えて
おるわけでございますが、短期在職者
についても、あるいは若年者について
も、年金をその上に持っていくとい
ふことがいいかどうかということを頭に
置いておるのではなかろうか、こう申
います。しかしこの問題は、これは一
見であるかもしませんが、国民年金の
制度というふうな一般の社会保障の土
準が上ってくるということで、だんだ
んそうした国民感情というものにも移
があるだろう、こういうふうに考
ております。

したときに、この加算制度だけは認められなかった。通算問題はその後解決しているが、しかしこの加算がなぜ実現しないか、非常に不公平ではないかということを当時の政府委員にただしましたところ、これは遺族恩給及び傷病恩給が今国家財政上から考えて十分に出せない、もう少しこれを手厚くせねばならぬが、そのためには年が若く、戻つておる人についての加算はしばらくかんべんしてくれ、まず遺族、傷痍軍人が先だということで御説明があつた。われわれはこれはごもつともなことでありますからということで、この問題を見送つてきた。歴代内閣に対しても質問をいたしてみますと、やはり同じようなお考えを述べてこられた。しかしこのたび昨年の予算あるいはその後の予算におきまして、いわゆる遺族恩給につきましても五万三千二百円という年額が約束される状況になつてきている。傷病恩給につきましても、相当の増額が行われております。もちろん遺族恩給にしても、傷病恩給にしても、まだ財政が許す範囲においてできるだけのことをいたさなければならぬ問題が残っていることは私もはつきり承知いたし、了承しておりますのであります。しかし一応この段階まで参りましたときには、遺族恩給、傷病恩給を手厚くしたいから、しばらく待てと言つて十何年の間待たせた。この加算問題というものについては、先ほども申しますように、既得権がつくつかないかの問題、オール・オア・ナッシングの問題になるわけでありますから、当時の歴史等も十分お考え下さい、また過去における不当な取扱いということの認識の上に立つ

て、これは早急に解決いたさなければならぬ問題だと私は確信しております。そこで今保科委員からも、やはりこの問題に対する総括的な御質問がありまして、総務長官からも御答弁をいただいておりますが、とにかく急いでやるという御決意を一つ承りておきたいと思います。

○松野政府委員 昨年も、政府としてその方針を明らかにいたしておりますし、その後その方針に沿いまして鋭意検討しております。御趣旨のような経過と歴史を持つておることも承知しておりますので、十分その精神に沿うよう検討いたしました。

○内海委員長 水山忠則君。
○永山委員 きわめて簡単に申し上げますか、たまいま保科委員、高橋委員から申されましたように、恩給及び扶助料の取扱いに対しまして、きわめて不公平、不均衡になつてゐるという点に対しても、今松政府委員は、昨昭和三十三年四月四日の内閣委員会で明らかに指摘されてゐる通りでございます。

すなわち恩給や扶助料の取扱いの一番配慮しなければならないことは、関係者にすべて公平に施策が講ぜられて均衡を保持するということである。この御指摘の点につきましては、いずれも検討すべき問題が包蔵されておるのであります。政府といたしましては十分検討の上善処する所存であるというようにお話されておる通りでございます。

従つて松野長官の十分誠意を持ってこれのが具体的な検討を、努力をいたしておるというお言葉には、われわれも了承をいたしておりますが、そのお言葉の中に、予算の関係があるのでという点を言っておられます

で、私はこの点に関しても予算関係は非常に自然減耗があるという点についてあります。そこで今保科委員からも、やはりこの問題に対する総括的な御質問がありまして、総務長官からも御答弁をいただいておりますが、とにかく急いでやるという御決意を一つ承りておきたいと思います。

○松野政府委員 昨年も、政府としてその方針を明らかにいたしておりますし、その後その方針に沿いまして鋭意検討しております。御趣旨のような経過と歴史を持つておることも承知しておりますので、十分その精神に沿うよう検討いたしました。

○内海委員長 水山忠則君。
○永山委員 きわめて簡単に申し上げますか、たまいま保科委員、高橋委員から申されましたように、恩給及び扶助料の取扱いに対しまして、きわめて不公平、不均衡になつてゐるという点に対しても、今松政府委員は、昨昭和三十三年四月四日の内閣委員会で明らかに指摘されてゐる通りでございます。

すなわち恩給や扶助料の取扱いの一番配慮しなければならないことは、関係者にすべて公平に施策が講ぜられて均衡を保持するということである。この御指摘の点につきましては、いずれも検討すべき問題が包蔵されておるのであります。政府といたしましては十分検討の上善処する所存であるというようにお話されておる通りでございます。

従つて松野長官の十分誠意を持ってこれのが具体的な検討を、努力をいたしておるというお言葉には、われわれも了承をいたしておりますが、そのお言葉の中に、予算の関係があるのでという点を言っておられます

で、私はこの点に関しても予算関係は非常に自然減耗があるという点についてあります。そこで今保科委員からも、やはりこの問題に対する総括的な御質問がありまして、総務長官からも御答弁をいただいておりますが、とにかく急いでやるという御決意を一つ承りておきたいと思います。

○松野政府委員 相当、概数と実際の数というものは必ずしも一致しておらないことは事実でござりますから、差し引きますと、五百億円の減少になるというのが事実でござりますと、いうように、はつきりこの自然減耗を明示いたしておるのでござります。なお三百億円の四年間の予算のワクを作りましたときににおいて、未復員者並びに抑留者帰還の総体人員に對しましては、復員局もども、十分その数字をつかむことができ得ないと、いうので、大体の数字をつかんで出しておるのでござります。われわれ當時に對しては、十分政府に検討を願いましたが、十分の資料がないといふので、われわれの承知いたしておる範囲では、當時六万人くらいの数字を想定されておったのであります。その後におきまして、その数字は過大に過ぎはせぬかというように考えられるのであります。少くともこの未帰還者の数値が過大に見積られておる。そうすると現在帰つて参りましても、これが未帰還者手当をいたしていないといふと、二十二億の差が出るというようになります。一万平均になると思うのであります。一人あたりの差額は、われわれも了承をいたしておりますが、それは單なる概算でございますが、そういうふうに未帰還者あるいは未復員者等の関

係の精細なる数字等をよく検討されて進むならば、この三百億円の予算のワクも相当予算的余裕を生ずるのではないかというように考へるのであります。すなわちこの点に関しては恩給法の一部を改正する法律案に対する修正案を由民主党代表の山本正一君が賛成意見を当時述べられた中に、現に昭和三十年におきましては、五十億円の増額に対しまして百二十億円の自然減耗がありますから、差し引きますと、五百億円の減少になるのが事実でござりますと、いうように、はつきりこの自然減耗を明示いたしておるのでござります。なお三百億円の四年間の予算のワクを作りましたときににおいて、未復員者並びに抑留者帰還の総体人員に對しましては、復員局もども、十分その数字をつかむことができ得ないと、いうので、大体の数字をつかんで出しておるのでござります。われわれ當時に對しては、十分政府に検討を願いましたが、十分の資料がないといふので、われわれの承知いたしておる範囲では、當時六万人くらいの数字を想定されておったのであります。その後におきまして、その数字は過大に過ぎはせぬかというように考えられるのであります。少くともこの未帰還者の数値が過大に見積られておる。そうすると現在帰つて参りましても、これが未帰還者手当をいたしていないといふと、二十二億の差が出るというようになります。一万平均になると思うのであります。一人あたりの差額は、われわれも了承をいたしておりますが、それは單なる概算でございますが、そういうふうに未帰還者あるいは未復員者等の関

係の精細なる数字等をよく検討されて進むならば、この三百億円の予算のワクも相当予算的余裕を生ずるのではないかというように考へるのであります。すなわちこの点に関しては恩給法の一部を改正する法律案に対する修正案を由民主党代表の山本正一君が賛成意見を当時述べられた中に、現に昭和三十年におきましては、五十億円の増額に対しまして百二十億円の自然減耗がありますから、差し引きますと、五百億円の減少になるのが事実でござりますと、いうように、はつきりこの自然減耗を明示いたしておるのでござります。なお三百億円の四年間の予算のワクを作りましたときににおいて、未復員者並びに抑留者帰還の総体人員に對しましては、復員局もども、十分その数字をつかむことができ得ないと、いうので、大体の数字をつかんで出しておるのでござります。われわれ當時に對しては、十分政府に検討を願いましたが、十分の資料がないといふので、われわれの承知いたしておる範囲では、當時六万人くらいの数字を想定されておったのであります。その後におきまして、その数字は過大に過ぎはせぬかというように考えられるのであります。少くともこの未帰還者の数値が過大に見積られておる。そうすると現在帰つて参りましても、これが未帰還者手当をいたしていないといふと、二十二億の差が出るというようになります。一万平均になると思うのであります。一人あたりの差額は、われわれも了承をいたしておりますが、それは單なる概算でございますが、そういうふうに未帰還者あるいは未復員者等の関

係の精細なる数字等をよく検討されて進むならば、この三百億円の予算のワクも相当予算的余裕を生ずるのではないかというように考へるのであります。すなわちこの点に関しては恩給法の一部を改正する法律案に対する修正案を由民主党代表の山本正一君が賛成意見を当時述べられた中に、現に昭和三十年におきましては、五十億円の増額に対しまして百二十億円の自然減耗がありますから、差し引きますと、五百億円の減少になるのが事実でござりますと、いうように、はつきりこの自然減耗を明示いたしておるのでござります。なお三百億円の四年間の予算のワクを作りましたときににおいて、未復員者並びに抑留者帰還の総体人員に對しましては、復員局もども、十分その数字をつかむことができ得ないと、いうので、大体の数字をつかんで出しておるのでござります。われわれ當時に對しては、十分政府に検討を願いましたが、十分の資料がないといふので、われわれの承知いたしておる範囲では、當時六万人くらいの数字を想定されておったのであります。その後におきまして、その数字は過大に過ぎはせぬかというように考えられるのであります。少くともこの未帰還者の数値が過大に見積られておる。そうすると現在帰つて参りましても、これが未帰還者手当をいたしていないといふと、二十二億の差が出るというようになります。一万平均になると思うのであります。一人あたりの差額は、われわれも了承をいたしておりますが、それは單なる概算でございますが、そういうふうに未帰還者あるいは未復員者等の関

第三項ノ規定ニ拘ラズ増加恩給ヲ受クル者（公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ為生殖機能ヲ廢シタル者ニ限ル）ノ退職後養子ト為リタル未成年ノ子ニシテ縁組當時ヨリ引続キ增加恩給ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノアルトキハ当該養子以外ノ子ナキトキニ限り其ノ一人ヲ扶養家族トス附則を次のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六十五条の改正規定及び附則第二項から附則第四項までの規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。

2 恩給法の一部を改正する法律（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」といふ。）の一部を次のように改めする。

附則第二十二条第三項ただし書（改正後の恩給法第六十五条の規定による加給）

3 昭和三十四年四月一日において現に增加恩給を受けている者の改正後の恩給法第六十五条第六項（改正後の法律第六十五条第六項）の規定による加給は、昭和三十四年四月分から行う。

第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による加給は、昭和三十四年四月分から行う。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

4 恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改める。

附則第九条第三項中「第六項」を「第七項」に改める。

別 紙

本修正の結果必要とする経費は本年度約四百三十万円（九ヶ月分）の見込である。

○岡崎委員 恩給法の一部を改正する法律案に対しまして、修正案を提出いたします。

本修正案は、自由民主党の提案にかかるもので、案文の内容はお手元にお配りしておりますので、朗読は省略させていただくこととし、その趣旨を御説明申し上げますと、修正の第一は、

改正案が恩給法第五十条に規定する有期の增加恩給について、その期間「五年」を「三年以上五年以内」に改めようとするものであります。これを從来通り「五年」とするため、その改正部分を削除しようとするものであります。傷病関係恩給におきまして、いわゆる内部疾患に対する従来の裁定基準が症状の実態に即して適切でなかつた点を改めようとするならば、その裁定基準を明らかにすれば足りるのであります。

附則第二十二条第三項ただし書（改正後の恩給法第六十五条の規定による加給）

3 昭和三十四年四月一日において現に增加恩給を受けている者の改正後の恩給法第六十五条第六項（改正後の法律第六十五条第六項）の規定による加給は、昭和三十四年四月分から行う。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

た次第であります。

修正の第二は、増加恩給受給者の扶養家族加給に関する点であります。第二十八回国会における恩給法の一部改正によりまして、増加恩給受給者については退職後出生した未成年の子でありましても、四人まではその受給者に

よって生計を維持するか、またはこれと生計をともにしていれば、扶養家族として加給が認められるようになつておるのであります。増加恩給受給者

の中には公務による傷痍、疾病によつて生計を維持するか、またはこれ

と生計をともにしていれば、扶養家族として加給が認められるようになつておるのであります。増加恩給受給者

生殖機能を廃した増加恩給受給者の退職後に養子となつた者についても、その一人を限り加給の対象とすることに

ついては、年金恩給制度が退職当時の一人を限り加給の対象とすることに

出者よりその趣旨の説明を求めます。

岡崎英城君。

○岡崎委員 自由民主党から附帯決議案を提出いたしましたが、これは先ほどからの御質疑もありました

ことよりして、傷病恩給において退職後

の条件を加味するとの例外的措置は最

小限度にとどむべきものであると存じます。その範囲を拡大することは他に

病者の根本的な医療制度を確立すべきである。

右決議する。

○内海委員長 本附帯決議について採決いたします。本附帯決議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決いたしました。

なお各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時七分散会

内閣委員会議録第四号中正誤

ペシ段 行 誤 正
ニ四 横路節雄 永井勝次郎

内閣委員会議録第七号中正誤

ペシ段 行 誤 正
一二 元町村金五 薄田美朝

内閣委員会議録第二十三号中正誤

ペシ段 行 誤 正
一三 一横路節雄 永井勝次郎

内閣委員会議録第一五〇号中正誤

ペシ段 行 誤 正
一三 三横路節雄 永井勝次郎

内閣委員会議録第二十五号中正誤

ペシ段 行 誤 正
一二 二横路節雄 永井勝次郎

内閣委員会議録第一一五号中正誤

ペシ段 行 誤 正
一一 六航空 永井勝次郎

内閣委員会議録第二十七号中正誤

ペシ段 行 誤 正
一一 一恩給法 永井勝次郎

内閣委員会議録第二十九号中正誤

昭和三十四年四月八日印刷

昭和三十四年四月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局